

神川町訪問介護ステーション・神川町社会福祉協議会ケアプランセンター
身体拘束等適正化検討委員会設置要綱

(委員会の目的)

第1条 身体拘束等適正化検討委員会(以下、「委員会」という。)は、利用者の人権を保護し、健全な支援の提供の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、身体拘束の適正化に向けた検討を行い、身体拘束の廃止に努めることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 神川町訪問介護ステーション、及び神川町社会福祉協議会ケアプランセンター(以下、「当事業所」という。)に委員会を設置する。

(協議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 身体拘束等について報告するための様式の整備について
- (2) 身体拘束等の事例の集計・分析について
- (3) 身体拘束等の適正化策の検討、実施及び実施後の検証について
- (4) 前各号の職員への周知徹底について
- (5) 身体拘束等の適正化のための研修について
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員長が指示した事項について

(組織)

第4条 委員会は、虐待防止検討委員会の委員で構成する。

2 委員は無報酬とする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、定期的で開催するとともに、必要に応じ随時開催する。

4 会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

5 委員は、会議に出席することができない場合は、あらかじめ、書面をもって会長若しくは他の委員に議事の協議について委任すること又は議事に係る意見等を書面により提出することができる。

6 議事は、委員の合意によって決するものとするが、協議が調わないときは、会長及び副会長の協議によるものとし、会長及び副会長の協議が調わないときは、会長が決するものとする。

7 第5項の規定による議事の協議の委任があったときは、第2項及び前項の規定は、委員が出席し、及び議事の合意に加わったものとする。

8 会長は、会議の運営のために必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第 8 条 委員会の事務の処理及び身体拘束等に関する相談、苦情等に対応するため事務局を神川町訪問介護ステーションに置く。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。